

《重要・必読》

学類生の皆様へ

令和2年度授業料免除実施について

◇概要

令和2年度から国の修学支援制度（非課税世帯とそれに準ずる世帯の学部学生に対する給付型奨学金＋授業料、入学料免除）が実施されますが、現在大学独自の授業料免除を受けている学生については、引き続き現在の支援額が補償されるよう経過措置として現行の授業料免除を実施することとなりました。

つまり、以下の者が2020年度も授業料免除を申請することが可能となります。

1. 令和元年度に授業料免除を受けていた者のうち、新制度の対象外となる者
2. 令和元年度に授業料免除を受けていた者のうち、新制度の採用区分が減額となる者

◇授業料免除の種類 一般枠、災害枠

◇対象者 原則、令和元年度に授業料免除を申請した者（留学生を含む）

対象外でも申請可能な場合もありますので、担当者へご相談ください※注意事項④

◇免除される金額（半期ごと）

選者の結果、新制度採用区分を上回る判定となった場合にその差額分

- 全額免除者：新制度 1/3 支援区分の場合、178,600 円（2/3 の金額）
新制度 2/3 支援区分の場合、89,300 円（1/3 の金額）
- 半額免除者：新制度 1/3 支援区分の場合、44,650 円（1/6 の金額）

◇注意事項

①現時点で支援を受けている者が、新制度に移行することで不利益とならないようにするための経過措置です。現時点とは、令和元年度ということになりますので、今年度授業料免除を申請していない者は対象外ですので、令和2年度に申請することはできません。※

※ただし、災害枠についてはこの限りではありません。

②新制度の予約申請をした者で、現行制度よりも減額が見込まれる者は、授業料免除申請をして下さい。

③授業料免除申請しない場合、減額分を支援することができません。

④家計支持者死亡等、特別な事情については、対象外でも免除申請を受け付けます。

◇免除スケジュール [別紙参照](#)

令和2年2月 学生・留学生課生活支援係